

ごみ集積所の設置・管理要綱

(和合町自治会管理のごみ集積所は現時点で191ヶ所)

1. ごみ集積所の新設について

- 1) 公共の場所以外の新設については 土地所有者に利用者が交渉し承諾を得た上で 自治会長に新設の要請をする。
- 2) 利用者と現地協議をし 専門業者による工事が必要な場合は 自治会より新設工事を依頼する。
- 3) 新設工事に係る費用は 利用者と自治会で折半とする。(利用者半額負担)
- 4) 土地所有者との月極利用料が発生する場合は 原則として利用者負担とする。
但し 年間謝礼金としては 3,000円を限度として自治会が負担する。
- 5) 浜松市への申請手続き及び表示板(No.表示・指定日表示)の取付けは 自治会が実施する。

2. ごみ集積所の改修について

- 1) 利用者より自治会長に改修の要請をする。
- 2) 利用者と現地協議をし 専門業者による工事が必要な場合は 自治会より改修工事を依頼する。(表示板等の取外し再取付けも含む。)
- 3) 改修工事に係る費用は 利用者と自治会で折半とする。(利用者半額負担)
- 4) 利用者が実施した軽微な改修について その材料費は自治会が負担する。
(明細付領収書を提出すること)

3. ごみ集積所の管理について

- 1) 「ごみネット」(カラス対策用ネット) または 「ネット袋」(ペットボトル用袋)については 各々の要請書(別紙)により 各部長より自治会担当者に要請する。
- 2) 要請の品が揃い次第 各部長に届けるので 取替え作業は利用者が協力して実施する。
取替え済みのネット等の処分については 各要請書の注意書きを参照すること。
- 3) 「コンテナ」(資源物用カゴ)については 所定の要請書はないが 各部長より 自治会担当者が要請の連絡を受けてお届けする。(要請の頻度は少ない)
- 4) 清掃用具等は利用者の持ち寄りをお願いしている。
- 5) 「違反ごみ」については 要請を受け警告シールや警告表示板の貼付けで対応しており 浜松市への回収依頼は 必要に応じて自治会から申請する。
(カラス対策以上に 違反ごみ苦情が多くて対応に苦慮している。)

4. 附 則

- 1) この要綱は 令和2年4月1日より施行する。

「ごみネット」要請書

部 部長

ごみネットを取り替えたいので 下記の通り要請します。

No.	項 目	記 入 欄
1	サイズ  ワッペンにサイズ*の記載あり	小. 3m×2m 中. 3m×3m 大. 3m×4m (要請サイズを○で囲んで下さい)
2	数 量	枚 (結束バンド 約 本)
3	ごみ集積所No.	(現地をご確認下さい)

【「ごみネット」担当よりお願い】

- 1) この用紙でなくても 上記のNo.1～3の項目を連絡して頂ければご用意します。
- 2) 部長よりの連絡でお願いします。 ※電話でもOKです。担当:上村 TEL471-1625
- 3) 揃い次第 部長にお届けしますので 取替えは利用者さんでお願いします。
- 4) 古い「ごみネット」は指定袋に入れて「もえるごみの日」に出してください。

---(キトリ線)---

「ネット袋」要請書

部 部長

ごみ集積所番号

No.

ネット袋を下記の通り要請します。

種 類	サイズ (希望する袋を○で囲んで下さい)	数 量	古いコンテナの 回収希望数
ペットボトル専用ネット袋 <黄色>	・ L : コンテナ5個分 (袋のワッペンにLの表示はありません)	枚	<黄色> 個
	・ S : コンテナ3個分 (袋のワッペンにSの表示があります)	枚	
缶専用ネット袋 <青色>	・ S : コンテナ3個分 (袋のワッペンにSの表示はありません)	枚	<青色> 個

【「ネット袋」担当より】

- 1) ごみ集積所ごとに この要請書を定例役員会にて上村まで提出してください。
- 2) 缶専用のネット袋<青色>もありますので ご利用ください。
- 3) 古いコンテナの回収日はネット袋が用意出来次第ご連絡します。